

函館市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月15日

函館市長 大 泉 潤

#### 函館市規則第11号

函館市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

函館市建築基準法施行細則（昭和48年函館市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項および第16条第2項第2号中「第138条第3項第1号」を「第138条第4項第1号」に改める。

第19条第1項中「第61条」を「第61条第1項」に改める。

第27条を削る。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第27条を削る改正規定は、公布の日から施行する。